

平成25年3月22日  
国土交通省

## 自動車損害賠償保障事業賦課金等の金額を定める政令の一部を改正する政令について

### 1. 背景

自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく、自動車損害賠償保障事業賦課金については、自動車損害賠償保障事業賦課金等の金額を定める政令（昭和30年政令第316号）において定められているところである。また、無保険車のユーザーから徴収する過怠金についても同令により定められているところである。

今般、4月1日以降の自賠責保険料が改定されることとなるところ、賦課金及び過怠金の金額の適正化を図る観点から、自動車損害賠償保障事業賦課金等の金額を定める政令で定める賦課金等の算出式について、所要の改正を行う。

### 2. 概要

(1) 賦課金の算出式について以下のとおりとする。

$$N \times \frac{2}{1,000} + (E - A) \times \frac{K}{K + 3} \times \frac{3}{1,000}$$

(2) 過怠金の算出式について以下のとおりとする。

$$N \times \frac{2}{1,000} + (E - A) \times \frac{1}{1,000}$$

※N＝純保険料（保険金等の支払相当分）、E＝付加保険料（保険会社等の事務経費相当分）

A＝代理店手数料（代理店の手数料）、K＝保険期間（年数換算）

※自家用普通車2年契約の場合、現行では保険料24,950円のうち賦課金56円とされていたが、今般の改正により、保険料27,840円のうち賦課金48円に変更となる。

### 3. 施行期日

平成25年4月1日（月）

### 4. 閣議決定日

平成25年3月22日（金）

問い合わせ先

国土交通省自動車局保障制度参事官室 課長補佐 仲村

連絡先 5253-8111（内線41-402）

5253-8577（直通）